

計画推進のための 行政運営

- ① ICT・データの利活用
- ② 持続可能な行政サービスの提供
- ③ 多様な担い手との連携
- ④ クロスによる施策展開
- ⑤ 戦略的な広報の実施

「第3期実施計画」に掲げた施策・事業を効果的・効率的に推進していくためには、それに適した行政運営を行う必要があります。

県では、計画を着実に推進し、質の高い県民サービスを提供するため、「第2期行政改革大綱」を策定し、行政組織の総合力を高める「質的向上」に着目した改革を進めています。

「第2期行政改革大綱」も踏まえ、ICT・データの利活用、持続可能な行政サービスの提供、多様な担い手との連携、クロスによる施策展開、戦略的な広報の実施に取り組むことで、「第3期実施計画」に掲げた施策・事業を効果的・効率的に推進していきます。



1 ICT・データの 利活用

ICTはますます進展を続けており、AIやIoTなどの新しいICTや、ビッグデータなど様々なデータの利活用が進み、革新的なデジタル製品やサービスなどが次々と生み出されています。

また、個人がICTを利用する環境として、スマートフォンが爆発的な普及を見せています。スマートフォンの用途は、情報検索や人との通信(電子メール、SNS)にとどまらず、最近では、物理的な現金を使用しない「キャッシュレス決済」へと広がりを見せています。

こうした中、国は、新たな社会像として、IoTで全ての人とモノがつながり、様々な情報が共有されることにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する「Society5.0」を提唱しました。そして、「官民データ活用推進基本法」や「デジタル・ガバメント推進方針」を定

め、官民データの適正かつ効果的な活用と行政運営のデジタル化を推進しています。

こうした動きを踏まえ、県では、CIO(Chief Information Officer=情報統括責任者)に加え、ビッグデータを含む多様なデータの利活用を統括するCDO(Chief Data Officer=データ統括責任者)を設置し、全庁横断的な体制の強化を図ります。そうした体制の下で、ICT・データの利活用に積極的に取り組み、県民の安全・安心や利便性の向上を図る「くらしの情報化」と、行政内部の業務全般の効率化を図る「行政の情報化」を推進していきます。

「くらしの情報化」では、健康・医療・介護、観光、農林水産、インフラ・防災・減災、教育など様々な分野において、ビッグデータを含む多様なデータやICTの利活用を進め

ることにより、多様な県民ニーズに対応するサービスを実現していきます。このうち、県が実施する施策については、証拠に基づく政策立案(EBPM)^{※1}の考え方を取り入れ、データを活用した客観的な分析・検証により実効性を高めていきます。

また、「行政の情報化」では、RPA^{※2}やAIなどの新たなICTを積極的に活用して効率化を図るとともに、庁内システムの見直しなどによるICT環境の最適化やEBPMなど多様なデータ利活用を支える環境の整備を推進し、県民サービスの向上につなげていきます。

こうしたICT・データの利活用を通じ、地域のさらなる発展と課題解決をめざします。

※1 Evidence-based Policy Makingの略称。国でも進められている。統計などのデータを分析し、どのような政策が有効であるか、政策と成果の因果関係をより明確にする手法。

※2 Robotic Process Automationの略称。ソフトウェアロボットを活用した業務自動化の取組み。

2 持続可能な 行政サービスの 提供

高齢化の進展や人口減少が見込まれる中、行政コストが増大する一方で、自治体の経営資源が制約される状況にあっては、持続可能な行政サービスを提供するため、国・県・市町村の役割分担について不断の見直しを図ることが不可欠です。また、住民のくらしを支える行政サービスを提供していく市町村の行政体制を支えることは、広域自治体の県にとっても重要なテーマです。そのためには、県は、自らの権限と責任において、県民ニーズに的確に対応し、地域の実情を踏まえて広域行政を展開するとともに、市町村と連携して効果的・効率的に様々な施策を進めることが必要です。

そこで、国と地方の関係については、地方への権限移譲や、義務付け・枠付けなどの規制緩和、現場ニーズに合わない国の制度改善とともに、地方の自主財源で

ある税源の充実や、地方交付税総額の確保・臨時財政対策債の廃止など、地方税財政制度の抜本的改革を国に働きかけます。あわせて、県自らも、課税自主権の活用などにより自主財源の確保・充実に努めます。

一方、県と市町村の関係については、広域的な視点に立ち、地域の特性に応じた取組みを進めるとともに、県からの権限移譲を推進するだけでなく、市町村の状況に応じ、協議のうえでこれまで市町村に移譲された事務権限の見直しを行います。また、専門職員の確保や育成、公共施設の老朽化対策などの課題に対応できるよう、市町村と連携して取組みを進めていきます。あわせて、各自治体が持つ効果的な取組みを県・市町村間で情報共有し、それぞれの施策展開につなげていきます。

また、近隣自治体などとの関係については、都県の区域を超える広域的な行政課題に対応するため、首都圏の都県及び指定都市で構成する九都県市首脳会議などを通じて、課題の解決に向け国へ提案を行うとともに、環境、防災、危機管理対策をはじめ、新たな課題の解決に向けて、近隣自治体と協調・連携した取組みを進めていきます。

今後も、計画の推進に当たっては、地方分権を推進する中で、地方制度調査会など国における地方行政体制の検討も注視しながら、持続可能な行政サービスの提供の実現をめざしていきます。